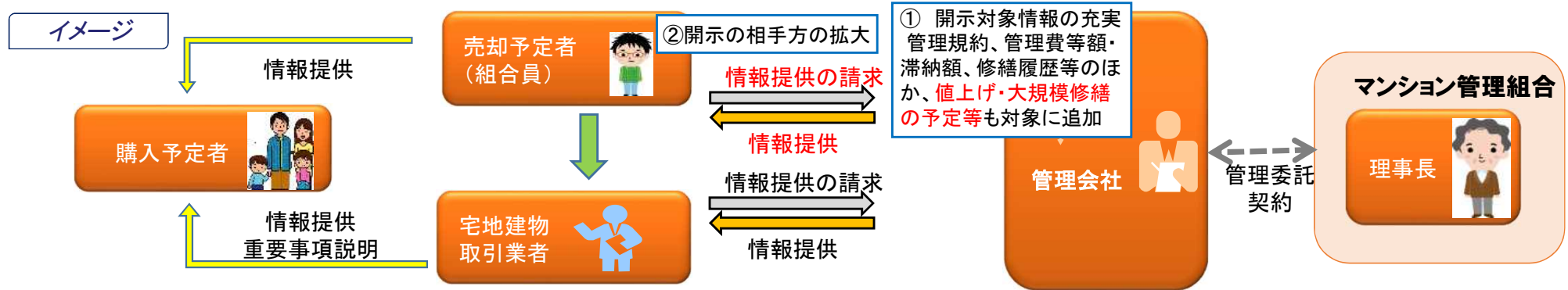


マンション標準管理委託契約書・同コメントの改正概要

- 「マンション標準管理規約」の改正を踏まえ、管理委託契約に基づく管理会社による情報開示の規定（マンション標準管理委託契約書第14条）を改正
- 具体的には、開示対象情報の充実、開示相手方の拡大、開示方法の充実、コメント（解説）の充実等

注：以下、赤字は今回改正による追加部分



①開示対象情報の充実

第14条各号の開示対象情報を、別表5に移すとともに、項目を充実

- ・管理規約(第14条本文)
- ・管理費等の月額、当該組合員の滞納額。修繕積立金総額、全体滞納額
- ・修繕の実施状況(専有部分以外)、**大規模修繕工事の予定**。
アスベスト調査、耐震診断結果
- ・役員の選任方法、理事会回数等
- ・管理費等の額の変更予定、特定の者の管理費等の減免措置の有無
- ・専有部分使用制限(ペット等)や関連の使用細則条項
- ・駐車場等の空き状況、共用部分の損害保険、管理業者関係、敷地及び共用部分の事故・事件 等

②開示の相手方の拡大

- ・組合員から媒介の依頼を受けた宅建業者、**売却予定者(組合員)** (第14条)

③開示方法の充実

- ・管理規約は写しを提供。その他の開示対象情報は、書面**又は電磁的方法**により開示(第14条) → 交付の相手方に、費用を負担させることも可

④その他(コメントの充実)

- ・敷地及び共用部分の事故・事件は、開示にあたり組合に確認することも考えられる。
- ・プライバシー情報が含まれている場合、個人情報保護法の趣旨を踏まえる必要